

運 営 規 程

(地域密着型介護老人福祉施設「道場山穂波の里」)

この規定は、社会福祉法人「坂井輪会」が設置運営する地域密着型ユニット型介護老人福祉施設「道場山穂波の里」(以下「施設」という)の管理運営について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第1条 施設は老人福祉法第11条2項に基づき、措置の委託があった者、並びに介護保険法に基づき、要介護と認定され、居宅において介護できない者に対して、入所をうけ入れ、適切な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、その運営にあたり、適切な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資する、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練、健康管理その他必要なサービスの提供に努める。

2 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設とその他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 道場山穂波の里

(2) 事業所の所在地 新潟市西区寺尾上6丁目17番23号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 施設長(管理者) 1人

施設を代表するとともに、施設業務を統括し、所属職員を指導監督する理事長の権限の一部を理事長の委任を受け、事務委任規定に基づき執行する。

庶務、経理、物品管理、預かり金管理、介護保険に関する事務業務を担当する。

② 医師(嘱託) 入居者の健康管理及び療養上の指導を担当する。

③ 生活相談員 1人以上

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入

居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

④介護支援専門員 1人以上

入居者の課題分析、施設サービス計画の作成、事業所内のサービスの調整、継続的な管理を行う。

⑤介護職員 常勤換算方法で12人以上

（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1人）

入居者の介護サービス、生活援助を担当する。

⑥看護師 常勤換算方法で2人以上

医師の指示のもと利用者の健康管理・看護サービスを担当するとともに事業所の衛生管理等を担当する。

⑦栄養士 1人以上

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行なうとともに、栄養管理関係書類の整備と食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行なう。

⑧調理員 委託業者職員

入居者の給食調理を担当する。

⑨その他の職員

その他施設の運営上必要な職員を配置する。

（入居者の定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第5条 施設の入居定員は29名とし、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

（1） ユニット数 3ユニット

（2） ユニットごとの入居定員 9名～10名

2 事業者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（入居者に対する施設サービスの内容）

第6条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、個別性に配慮し、入居者の日常生活上の活動について必要な支援する。

2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

5 職員は、法人の基本方針である人権の尊重、自立と自由の尊重、利用者同士のふれあ

い、支えあいの精神を前提としてサービスを提供する。

- 6 職員は、施設サービスの提供に当たって入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 7 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護サービス情報の公表を行うなど常にその改善を図るものとする。
- 9 施設は入居者の要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止につとめ、その心身の状況をふまえて介護を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額及び食費、居住費とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の1割（一部の利用者は2割又は3割となります）及び食費、居住費を利用料とする。

- 2 前項の食費、居住費について

食費 1日1,750円

但し負担限度額認定証の交付を受けた場合はその負担限度額

おやつ 1日50円

居住費 ユニット型個室 1日2,306円

但し負担限度額認定証の交付を受けた場合はその負担限度額

- 3 施設が入居者の預かり金の管理を行う場合は、1ヶ月1,000円の預り金管理料を徴収する。
- 4 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 その他日常生活に係る費用の徴収が必要となったときは、その都度入居者又はその家族に対して説明し、同意を得て徴収する。

(施設の利用あたりの留意事項)

第8条 入居者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入居者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入居者は、施設に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 入居者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者は責任者の承認を得なければならない。
- (4) 入居者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入居者の心身の状況等により、入居者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

- 2 前項第4号の規定により、管理者が利用者の所持金その他貴重品を保管することとな

った場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 職員は、施設サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

（非常災害対策）

第10条 施設は、地域消防署関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を、地域消防署の協力をえたうえで、年2回以上実施する。

3 施設は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果を従事者に周知徹底を図るものとする。

（2）虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（3）虐待の防止のための従事者に対する研修を定期的に行うものとする。

（4）前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等により協力するよう努める。

（衛生管理）

第12条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずる。

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止対策委員会を定期的に行い、その結果を職員に周知徹底する。

（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）職員に対する研修を定期的に行う。

（4）感染症又は食中毒の発生が疑われる際は、対策指針に基づき速やかな対応を行い、まん延の防止に万全を期すこと。

（事故発生時の対応）

第13条 施設は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 4 施設は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当確苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 施設は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合には、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 施設は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入居者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(従業者の研修)

- 第17条 施設は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用時に実施
 - (2) 継続研修 年1回以上

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第18条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 入居者に関する市への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 施設は、従事者、設備、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(その他)

第19条 この運営規定にない事項については、法令の定めに従う他、運営の細目については別に定める。

付則 この規定は平成23年 2月1日から実施する。

この規定は平成27年 8月1日から実施する。

この規定は平成30年 8月1日から実施する。

この規定は令和 1年10月1日から実施する。

この規定は令和 3年 8月1日から実施する。

この規定は令和 5年 5月1日から実施する。

この規定は令和 5年 7月1日から実施する。

この規定は令和 6年 4月1日から実施する。

この規定は令和 6年 6月1日から実施する。

この規定は令和 8年 6月1日から実施する。